別表第二中

モザンビーク	モロッコ
メティカル	ディラム
200	65
200	65
20	5

を

モザンビーク	モーリタニア	モロッコ
メティカル	ウギア	ディラム
200	2,300	65
200	2,300	65
20	200	5

に改める。

別表第三中

モザンビーク	モロッコ
メティカル	ディラム
270	85
270	85
30	10

を

モザンビーク	モーリタニア	モロッコ
メティカル	ウギア	ディラム
270	3,200	85
270	3,200	85
30	400	10

に改める。

別表第四中

モザンビーク	モロッコ
メティカル	ディラム
1,170	385
2,350	770
1,170	385

を

モザンビーク	モーリタニア	モロッコ
メティカル	ウギア	ディラム
1,170	13,900	385
2,350	27,800	770
1,170	13,900	385

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十五号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

外務大臣　岡田　克也

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,330	920	500	500	130	75	210	210
3,760	2,580	1,410	1,410	380	210	590	590

を

1,330	920	500	500	130	75	210	210
44,400	30,600	16,700	16,700	4,400	2,500	6,900	6,900
3,760	2,580	1,410	1,410	380	210	590	590

に改める。